

新型コロナウイルス対策として『農業経営支援』を実施しています

令和2年1月1日から同年8月31日の間に、町内に住所を有し、野菜・果樹・主食用米の出荷実績のある農家世帯に対し、1世帯につき20,000円を支援します。(品種・出荷量は問いません)

なお、すでに「周防大島町花き生産業経営支援金」および「周防大島町畜産業経営支援金」の給付を受けた世帯は申請できません。

手続きの方法 (次のいずれか)		問い合わせ先
1	J A 周防大島統括本部を通じて出荷実績のある方 10月下旬から順次、J A 周防大島統括本部より、申請書等必要書類をご自宅に送付しています。	J A 周防大島統括本部 指導販売課 ☎ 0820 (72) 0970
2	J A 周防大島統括本部を通さず、個人で出荷をされた方 役場農林課までお問い合わせください。なお、申請には出荷したことを証明できる、出荷伝票や納品書等が必要となります。	農林課 農林振興班 ☎ 0820 (79) 1002

〜公平性を確保するために〜 後期高齢者医療保険料の 滞納整理を強化しています

健康増進課 医療保険班 ☎ 73 - 5502
 税務課 徴収対策班 ☎ 74 - 1031

後期高齢者医療制度は、みんなで支え合う制度です。

後期高齢者医療保険料を滞納すると、地方税と同様に滞納処分(差し押え)ができることになっており、督促後に納付がない場合は、催告(文書・電話・臨戸)を適宜実施します。また、金融機関や職場等への調査の結果、資力を有する場合の滞納については、やむを得ず、預貯金や不動産等について財産の差し押えを実施します。督促状や催告書などが届いたときは、お早めにご納付ください。

なお、新型コロナウイルスの影響で収入が減少して後期高齢者医療保険料を納付することが難しい場合は、保険料の減免などを受けられる場合もありますので、ご相談ください。

短期被保険者証の交付および保険料徴収方法の変更に
ついて

特別の事由もなく、保険料を滞納したままにしていると、通常より有効期限の短い被保険者証(短期被保険者証)を交付することがあります。

また、特別徴収(年金から天引きする徴収方法)の方でも、年度の途中で保険料額が増減した場合においては、一時的に普通徴収(納付書または口座振替による徴収方法)に変更されます。

なお、保険料額が確定・変更となった場合には通知書を送付しますが、徴収方法が特別徴収から普通徴収に変更となっていることに気が付かず、納め忘れてしまう事例が多く見受けられますので、留意ください。



新型コロナウイルスの影響で食推の活動も例年のようには実施できず、5〜6月の総会や支部研修会が中止となりました。

7月頃から、マスクの着用や体調チェック、手洗いとアルコール消毒、密にならないことに注意しながら、講義のみの支部研修会や各班に分かれての調理実習など、少しずつできることに取り組んでいます。

10月下旬には、例年実施している周防大島高校の学生を対象にしたアジの3枚おろし講習を、例年の半分の人数に分けて、各調理台に学生が1名ほどになるようにして実施しました。広い調理室に対して寂しい人数ではありますが、その分、1人1人にじっくり教えることができ、皆さん上手にさばくことができました。

活動は限られますが、感染予防の対策を十分にして、地域の方に食の大切さや楽しさを広めていきたいと思えます。



▶アジの3枚おろし講習の様子

周防大島町食生活改善推進協議会 橘支部